

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）の概要

佐倉市市民部自治人権推進課

佐倉市では、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指すことを目的として、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に向け準備を進めています。

この制度は、婚姻制度と異なり法律上の効果が生じるものではありません。誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

1 目的

この制度は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指すことを目的としています。

2 制度の形式

近隣市との連携も想定し、細かな調整が比較的容易な要綱により制度を実施します。

3 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

4 ファミリーシップとは

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子さまや親御様等とともに、家族として暮らしていくことを約束した関係をいいます。

5 対象者

（１）パートナーシップ宣誓

- ・ 成年に達していること。
- ・ 配偶者がいないこと。
- ・ 宣誓者以外の方とパートナーシップと同様の宣誓をしていないこと。
- ・ 市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）。
- ・ 近親者でないこと（親族関係が終了した者である場合は可能）。

（２）ファミリーシップ宣誓

- ・ パートナーシップにある２人の者及び双方又は一方の子、親その他の３親等以内の者。
- ただし、１５歳以上の子や親等について宣誓する場合は本人の同意が必要です。

6 必要書類

- ・住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ・戸籍謄本等、現に婚姻していないことがわかるもの など

7 交付する書類

- ・佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- ・佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

8 その他

- ・宣誓を行うことができる者は、同性のパートナーに限定しない。
- ・通称名を使用することができる。
- ・市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。
- ・利用可能になるサービスについては、ホームページ等で随時公表する。